

大阪広域水道企業団訓令第3号

部内一般

大阪広域水道企業団職員^き徽章規程（平成23年大阪広域水道企業団訓令第7号）の一部を次のように改正する。

平成24年5月31日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(貸与等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 職員は、貸与を受けた職員^き徽章を喪失し、又は甚だしく毀損したときは、直ちにその旨を所属長（大阪広域水道企業団処務規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第4号）第1条各項に規定する課の長及び同規程第2条第1項に規定する出先機関の長をいう。以下同じ。）を<u>経由し、経営管理部総務課長へ届け出て、再交付を受けなければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の規定により、職員^き徽章の再交付を受ける職員は、実費を弁償しなければならない。ただし、特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(細則)</p> <p>第5条 <u>この規程の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。</u></p>	<p>(貸与等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 職員は、貸与を受けた職員^き徽章を喪失し、又は甚だしく毀損したときは、直ちにその旨を所属長（大阪広域水道企業団処務規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第4号）第1条各項に規定する課の長及び同規程第2条第1項に規定する出先機関の長をいう。以下同じ。）<u>に届け出て、経営管理部総務課長から再交付を受けなければならない。</u></p>

附 則

この規程は、平成24年6月1日から施行する。